

本研修会は、令和2年度調剤報酬改定により新設された「特定薬剤管理指導加算2」(月1回100点)の施設基準中に記載されている「保険医療機関が実施する抗悪性腫瘍剤の化学療法に係る研修会」に該当します。

特定薬剤管理指導加算2に関する施設基準

(1)～(3) (略)

(4) 保険医療機関が実施する抗悪性腫瘍剤の化学療法に係る研修会に当該保険薬局に勤務する常勤の保険薬剤師が年1回以上参加していること。

(5) 令和2年9月30日までの間は、(4)による基準を満たしているものとする。

